

124 明治14年8月20日 菊池長閑宛

明治十四年八月廿日東京より

波政国安着の為知未だ達せぬ共今日頃へ最早皆様と当地の話致居ならんと思はる此度波差下したるハ余の儀に非ず同人の折角思立たる事にて急に好女連ありたれハ御祖母様并母君の御掛念の程もある間敷且父君御降後此地の様子も委敷御聞知の便にもと存してなり波も相応の縁談あらは再嫁するに愈決心したれハ私も漸々安心セリ実ハ出立際迄ハ何程申ても再婚ハ恐しいと云て承知せざりし故間違たる了見とハ思ひ共亦本宿の一件あれハ左様思込たも一応尤なるか故是非にと云兼了見の変わるを待居たりしに先は安堵此先可然好姻あれかしと祈居只再婚と云ふものハ六ヶ敷ものなれハ広い東京といへとも此方の望通りに寸分違ハぬ者ハあるましされハ波さえ承知なら先勘忍頃と思ふ人に嫁す方可然欵と考る離縁の御お前も此よりハ善き家に片付て楽をするか宜ふと姑に云れた事あれハ本宿より劣たる者にハ嫁入し度ないと云しことあれ共ケ様の証文にてハ甚た寛束ない相談と

心配したるか昨今ハ自分でも叶難き望と諦めたる様に見ゆ波の心中推測られて哀なり然し少々の情を苦にして一生を過まるにも及ぬ事なれハ何分注文を多くせず早く片付ハ專一と存す波も同様覚悟したる様子なり政国事も先達申上たる通にて私の見込も先達と変不申素より私も彼を云分無人とハ四方や認ねとも能吞込ハ人の云付を守らぬ事なき様に思はるれハ物事に疎き所を堪忍して留置追々に仕込たらハ如何なものやらと考る〔抹消迎も〕
 仮令彼を追退於澄に掣を取ても実ハ此方の望通の者参る間敷折角大騒動して円を圓に換た所か詰り切賃の損と云ふ様な次第に至よりハ寧ろ有来りの者を所持する方と思はる当地にも那珂の人達澤田夫婦一条本宿達の鑑定を聞たるに皆異口同音にあれなれハ堪忍頃な評判よりハ好いと云たり右人達ハ素より政国と深く突合をセしに有ねハ其言一々適当と申訳にも成らぬか亦其見る所ハ丸て当らぬにもあらぬ欵と存せらる且又彼様な質クチの人ハ即今の掣中にハ一番慥なものた気の利た者よりハ幾位安心たか知ない彼人を止ても又好き人ハ迎も来るものてないと右の人達申たり私も実ハ夫に同意なり去共私迎僅か二月足らずの知合なれハ過まりの廉儘あるへくと存すれハ何れ私を見る所丈を遠慮なく申上父君の御参考に備へ其上にて賢慮を何度と存し先達以來思儘を書記して尊覧に入たれハ父君にも何卒御腹藏なく仰越され度願奉る此度当人を御覽被成愈見込付ぬと思召ならハ兎角別家をさして於澄に掣を取より外に仕方なし父君にて堪忍に堪忍を重ね勘弁に勘弁を加え追々に御仕込被下思召なき以上ハ仮令私の了見次第に致せと仰下されても一向詮なき話にて彼も手

放しにてハ行立す随て家の為にもならぬ次第と存す此頃の御手紙に是迄通り甘く家事を世話する事叶わぬ程老耄したとの仰ありたるハ専ら御謙遜の御辞と推読したれ共一体私か家事を引受て安閑に日を送らせ上るハ私の為へキ所なるに其処に至兼今も猶御苦勞を掛上るハ誠に云甲斐なき仕合なれ共盛岡に住居もならぬ体となりたれハかゝの家を自身に持廻(抹消)に参らす(抹消)然し父君ニ於て左すれハ一家を当地に引纏る外に手術なし此にハ第一御祖母様ハ御不同意なるへく且年来持統たる田地田畑を売却諸親類友達に離るゝハ父君と雖臣御不本意なるへし又一には兼てアメリカより申上置たる通り始終御側に待る時ハ私の考や業作の御心に添ぬ廉多きハ政國と優劣あるまし私ハ務る心組にても何分育ちか書生風に多少外国風を混したるものなれハ彼此に氣か付す自分にて善と信して遣れハ人の氣に障る事あり仕間敷事と考遣らねハ亦人の氣を損する等悪意に出ぬ事にて大に人の機嫌を失ふ例一にして足らず是ハ誰彼に限りたる話ならて四十歳以上の人に逢てハ概ね斯の次第なれハ幾位父子の仲にて互に心を知合ふとハ雖共右の如次第に立至り却て父君の御心配を増ぬ欵と是のミ苦勞なり然し当地に居に随ひ追々年も重ねたら其辺の偶合も分るへく其時にハ御機嫌に触事も少なかるへけれハ右の如き心配はあるましと考る然し一家内に多勢居時ハ如何に親子兄弟の中にも皆同し心持ならぬものなれハ互に堪忍して暮さねハ和合の愛度を知に由なかるへし杯今より取越苦勞に存す波と私とハ年齢の違ハ僅なれ共育ちや氣性が違ふ故私の考や仕業か波の心に添す同し割合にて波の了見や業作か私の思ふ通

ならぬ例数多なるハ近き譬にて善き教と心得互に堪忍する故喧叱ハ致さず私ハ御存の通りぬつべらばふなれハ他人の所業か自分の氣に喰ぬ逆氣にも留ね共波ハ兎角氣の小さき女故一方ならず苦勞に思ふ時もある由にて氣の毒なれ共爰ハ斯ふてと云ふ事ハ聴り私に知れも知れた逆曲られる事と枉られぬ事あれハ一々波の心通りにも出来ず波も亦私に對してハ同然なるへし爰ハ互の堪忍所にて且斯たろふ彼たろふと只推量(此ハ誠に間違多くて)にて人を判断したり諸事を取扱ふ事ハさりと止可成丈打明てするか宜と相談を極置候故私共兩人の間にハ幸にして不都合もなし夫ハ扱置今日迄の試しに依れハ私の了見や所行ハ皆様の御氣に叶へくも思ハれす是ハ私(抹消)の(抹消)に悪意ありての事ならずと自ら信すれ共畢竟私の不行届より起る事なるへし此不恙ハ追々と出来る丈ハ直すへく其時に至れハ何も論無れ共当中の中ハ皆様と御同居申てハ只皆様の機嫌を損し心配を増のミなるへく私ハ阿房者馬鹿者と成れハ夫にて皆様の機嫌も直り心配も消る事なら甘んして馬鹿と呼れ阿房と称せらるへけれ共左右言ふ訳に参らねハ一も取らず二も採すにて詮なし故に当分別居し度と云ふハ全く自分の勝手計りを考るに非ず皆様の方を慮り家内の和合を願からの積なれハ此段不悪御承引被下たし夫共政國の居と居据らぬに拘らず此後家事を御世話被下てハ自ら父君の健康に障る様なれハ他の不都合を顧るに違あらねハ一家を当地に引纏るなり何様なり可然(つこ)法方を考ひ御相談可申間其辺ハ御遠慮なく被仰下たし左もなけれハ誠に申上兼る義にハあれ共今少しの中是迄通御世話被下度願ひ奉るもし又政國ハ居据事となれハ御仕込に

依追々と父君の御手を省くにも至へき間何卒御勘弁被下たし家に何か聞着様(マウ)の事出来たるも畢竟私の為か多き様に思はるれハ此十年間学問したり西洋に渡りたりしたのハ幸なるか如しと雖共不幸となりたる方か多様に考られ誠に楽しからぬ事共なり御推読を希ふ

父君

横浜御叔母様の田地一件紫序に宜く御世話被下たし